

●景観審査小委員会について

景観審議会の審議事項のうち、景観法に基づく勧告、命令及び岸和田市景観条例の規定による公表の措置の適否を審査するため、景観審議会の部会として設置します。

委員会は、景観審議会委員のうちから会長が指名する5名で構成され、選出された委員の互選により委員長をおきます。

【岸和田市景観審議会規則】

第8条（景観審査小委員会）

審議会の調査審議すべき事項のうち、景観法（平成16年法律第110号）に基づく勧告、命令及び岸和田市景観条例（平成22年条例第19号）第19条の規定による公表の措置の適否について審査するため、審議会に部会として岸和田市景観審査小委員会（以下「小委員会」という。）を設置する。

- 2 小委員会は、審議会の委員（臨時委員を除く）のうち会長が指名する者5名をもって組織する。
- 3 小委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 4 委員長は、会務を掌理し、小委員会を代表する。
- 6 小委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。
- 10 岸和田市景観条例第18条、第19条第2項、第26条及び第29条に規定する審議会の意見は、小委員会の決定した内容をもって、審議会の意見とする。

（参考）岸和田市景観審議会における景観法等に基づく勧告、命令及び公表の措置について

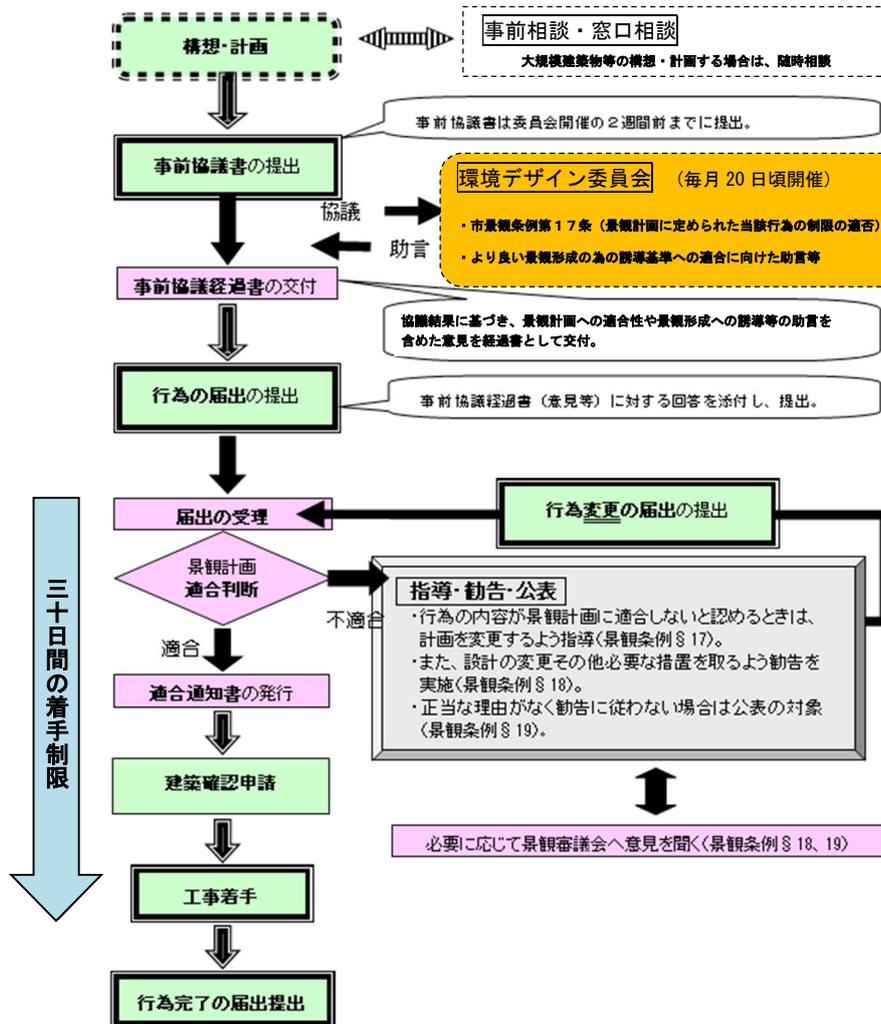
措置の方法	対象となる事項	根拠法令
勧告 命令	届出を要する建築物等の建築行為等に対して、景観計画に定められた当該行為の制限に適合させるよう勧告するとき	法16条第3項
	景観重要建造物の増築等現状変更について、許可なく当該規定に違反した場合において原状回復命令を行うとき	法23条第1項
	景観重要建造物の管理が適切でないため滅失、毀損（きそん）するおそれがあると認められるとき、又は管理の方法等必要な措置を命じ又は勧告するとき	法26条第1項
	景観重要樹木の伐採又は移植の行為について、許可なく当該規定に違反した場合において原状回復命令を行うとき	法32条第1項
	景観重要樹木の管理が適切でないため滅失し若しくは枯死（こし）するおそれがあると認められるとき、又は管理の方法等必要な措置を命じ又は勧告するとき	法34条第1項
公表	法16条第3項の規定により行った勧告に正当な理由なく従わず、周辺の景観形成に著しい支障を及ぼすものである場合、当該行為者の住所、氏名及び勧告の内容を公表するとき	条例第19条

●行為の制限に関する届出が必要となる規模等について

	対象となる規模	対象となる行為
建築物	<ul style="list-style-type: none"> 地盤面からの高さが 20m以上（建築物+工作物（広告物）） 敷地面積 5000 m²以上 延べ面積 5000 m²以上 	<ul style="list-style-type: none"> 新築、増築、改築（改造）、移転 外観を変更することとなる修繕、修景、模様替え又は色彩もしくは材質の変更で、当該行為に係る部分の面積が見付面積の2分の1を超えるもの
工作物	<ul style="list-style-type: none"> 高架道路、高架鉄道、横断歩道橋その他これらに類するもの。地上からの高さが5m以上のもの 橋梁、跨線橋その他これらに類するもの。幅員が 12m以上、又は延長が 30 m以上 上記以外の工作物で、高さが 20m以上 	
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> 区域面積が 5000 m²以上 	

※但し、国又は地方公共団体が行う行為（規模要件なし）は法 16 条第5項に基づく通知が必要

●届出に関する手続きについて



岸和田市環境デザイン委員会とは、岸和田市付属機関条例に基づき、市景観条例第 16 条の規定による事前協議の対象となる行為、第 40 条の規定により実施すべき事業その他良好な景観形成を図るために必要な事項についての調査審議に関する事務を担当する機関として設置。

委員会の委員は、建築物等の意匠、色彩その他のデザインに関し学識経験を有する者で 6 名を上限の数として構成。